



# 歩いている人を優先しよう

自転車は原則として車道の左側を通行しますが、歩道を通行できる場合があります。

**歩道は歩いている人が優先**です。周りの様子に気を配り、思いやりを持って、安全が確保できる速さで走りましょう。

## 歩道を通行できる場合

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の道路標識や道路標示などがあるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 車道の工事や駐車車両などがある場合、車の交通量が多い、車道の幅が狭いなどで車道を安全に通行することが難しいとき

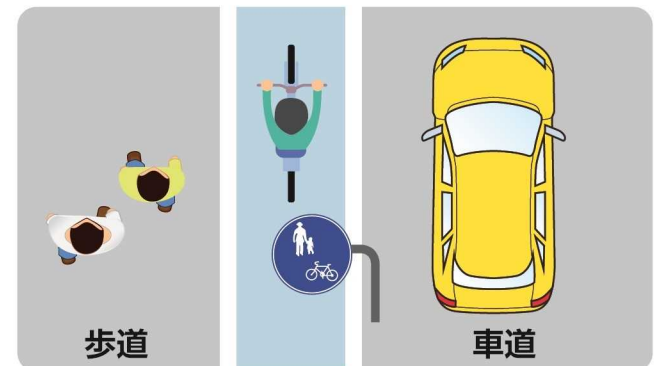
※ 普通自転車（車体の大きさ及び構造が道路交通法施行規則第9条の2の2で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの。）に限る。



## 歩道を通行するときは

歩道を通行するときは、車道寄りの部分、または道路標示により指定された部分を安全な速度で走りましょう。歩道は歩行者が優先です。歩いている人が前にいたら自転車から降りて押して歩き、追い抜いてから乗るようにしましょう。

自転車が歩行者の通行の妨げになる場合は一時停止をしなければなりません。歩行者の通行を妨げた場合は「2万円以下の罰金又は料料」となります。



## 歩行者が前にいたのでベルを鳴らした。これって○？

自転車のベルは、見通しの悪いところなどで、自分の存在を周りに知らせるためにあります。歩いている人をよけさせるためのものではありません。

危険を防止するため、やむを得ない時を除き、鳴らしてはいけません。



## 並進は禁止です

車道でも歩道でも、自転車は並んで走ること（並進）が禁止されています。

車道では車とぶつかる可能性が高くなり、歩道では歩行者の通行の妨げとなります。並進は絶対にやめましょう。違反をすると「2万円以下の罰金又は料料」となります。

